

【全剣連事業案内】

各団体責任者 殿

板橋区剣道連盟

剣道七段および六段審査会（愛知）要項

1. 期日

(1) 七段審査会

- ① 令和8年5月9日（土）
② 受付開始・終了および審査開始時刻

ア. 57歳以上（57歳含む）

受付時間 午前9時～午前9時30分まで
審査開始 午前10時（予定）

イ. 56歳以下（56歳含む）

受付時間 午前11時30分～12時まで
審査開始 57歳以上実技審査終了後

(2) 六段審査会

- ① 令和8年5月10日（日）
② 受付開始・終了および審査開始時刻

ア. 51歳以上（51歳含む）

受付時間 午前9時～午前9時30分まで
審査開始 午前10時（予定）

イ. 50歳以下（50歳含む）

受付時間 午前11時30分～12時まで
審査開始 51歳以上実技審査終了後

※本審査会につきましては、高齢の方より受審していただくことになりましたので、受付時間・年齢を確認のうえ、間違いのないようご参加ください。

※受付終了後は、審査の進行上、一切受付けません。必ず時間を厳守してください。
また、午前・午後の受審者は入替えで入館しますので、受付時間に合わせて来場してください

2. 会場

名古屋市枇杷島スポーツセンター

（愛知県名古屋市西区枇杷島1-1-2） 電話 052-532-4121

※別紙案内図参照

3. 主催

公益財団法人 全日本剣道連盟

4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則、同細則ならびに剣道称号・段位審査実施要領による。

5. 審査科目

七段・六段とも、次による。

(1) 実技

※実技審査においては面マスクまたはシールドを着用してください。

(2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

6. 受審資格

(1) 七段

- ① 令和2年5月31日以前に六段を取得した者。
- ② 令和5年5月31日以前に六段を取得し、年齢満65歳以上で修業年限3年以上経過し、加盟団体会長が許可した者。

(2) 六段

- ① 令和3年5月31日以前に五段を取得した者。
- ② 令和6年5月31日以前に五段を取得し、年齢満65歳以上で修業年限2年以上経過し、加盟団体会長が許可した者。

7. 年齢基準

審査日の当日（七段は令和8年5月9日、六段は令和8年5月10日）とする。

8. 申込み

(1) 申込方法 受審を希望する者は、登録団体を通じて申込むこと。

各加盟団体責任者は、申込者を一括して板橋連 事務局宛に送付すること。
なお、個人直接の申込は受理しない。

(2) 申込締切り 令和8年2月19日（木）

(3) 申込先 所属団体毎にまとめ板橋区剣道連盟事務局に申し込むこと。

メール：jimukyoku@itabashi-kendo.org

FAX：050-3737-3666

(4) 申込書 ア 段位ごとに所定の用紙による。

イ 現在受有段位の取得年月日、生年月日は正確に記入すること。
(記載のない場合また虚偽の場合は受審を認めない)

9. 審査料

各加盟団体は、1名につき[七段] 16,700円（全剣連分 7,700円、東剣連分 7,019円、板剣連分 1,981円）、
[六段] 15,600円（全剣連分 6,600円、東剣連分 7,019円、板剣連分 1,981円）を下記口座に一括して振込むこと。

振込口座：三井住友銀行 ときわ台支店

普通預金 口座番号 7192867

口座名義 板橋区剣道連盟

10. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

11. 安全管理

参加者は、各自十分健康管理に留意し参加すること。また、参加者は、健康保険証を持参のこと。
高齢の参加者については、特に留意のこと。

主催者において、行事実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。AEDを常備する。また、医師等により、脳しんとうの可能性や生命の危険性を否定できない症状と判定された場合は、直ちに審査への参加を中止とする。

なお、主催者は、参加者の事故に対し（審査会場への往復途上を含む）、傷害保険に加入する。
全日本剣道連盟の「感染症予防ガイドライン」を遵守すること。（全剣連ホームページ参照）

12. 個人情報保護法への対応

※以下を周知してください。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

(1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。

(2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。

(3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

13. 注意事項

(1) 本審査会には、4月29日（祝）・4月30日（木）京都府で実施される剣道六段・七段審査会の受審者は、受審できない。

(2) 受審者は、加盟団体に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い、参加すること。

(3) 審査会場に、**車での来場は一切禁止**とする。

(4) 日本剣道形審査に不合格となった受審者は、再受審が認められる。

ただし、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない。

なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。

※ 本審査会の入場は、受審者を優先とし、見学者（付添・家族含む）につきましては、会場の収容人数により入場者数を制限した事前登録制といたします。ただし、申込多数の場合は先着順といたしますので、ご了承願います。

※ 見学者の事前登録については、後日、加盟団体へ案内通知を送りますので、そちらよりご登録ください。

14. その他

審査参加料払込後の返金については、七段・六段共に4月14日（火）までに加盟団体を通じて理由を付した書面（FAX、メール可）を板橋区剣道連盟宛に提出すること。

なお、返金額は本連盟の手数料1,981円、東剣連の手数料7,019円、全剣連の手数料2,200円を差し引いて七段5,500円、六段4,400円を後日、加盟団体へ返金する。

また会場変更（京都府・愛知県）については4月7日（火）までに加盟団体を通じて理由を付した書面（FAX、メール可）を板橋区剣道連盟宛に提出すること。